

待遇に関する事項等の説明

労働者派遣法第31条の2第1項の規定に基づき、待遇に関する事項について以下のとおりご案内いたします。

●待遇に関する事項

◇あなたを派遣労働者として雇用した場合の賃金見込額

給与は職種や条件により異なりますが、当社の派遣労働者の平均額は下記となります。

月額100,000円～250,000円

※実際の賃金額はご本人の経験・職歴・保有資格等を、職務の内容や就業地域における派遣労働者の賃金相場等に当てはめて決定し、労働契約締結時に書面にて提示いたします。

◇想定される就業条件等について

主な就業場所：富山県内、就業日：月～日曜日、就業時間：8時～22時

※上記就業日・就業時間の内、労働基準法の範囲内（例：1日8時間（内休憩1時間）週5日勤務等）で就業いただきます。

※実際の就業場所、就業条件等については労働契約締結時に書面にて提示いたします。

◇労働、社会保険の加入について

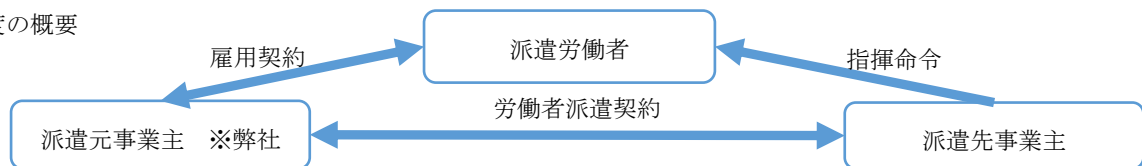
雇用保険は、週の所定労働時間が20時間以上あり、かつ、31日以上雇用見込みがある場合は、加入します。

健康・厚生年金保険は、正規で働く社員のおおむね3/4以上の労働時間で、雇用契約期間が2ヶ月を超える場合は、加入します。

●事業運営に関する事項

|            |   |
|------------|---|
| 社名         | 株式会社ASITAS  |
| 設立日        | 2015年3月3日   |
| 所在地        | 富山県高岡市御旅屋町1222番地3エルパセオ1F                            |
| 資本金        | 4000万円  |
| 事業内容       | 労働者派遣・職業紹介事業  |
| 許可番号       | 労働者派遣事業 派16-300109                                  |
| ホームページアドレス | <a href="https://asitas.jp/">https://asitas.jp/</a> |

●労働者派遣制度の概要



派遣労働者の皆様は弊社と雇用契約を結びます。就業条件の明示や給与の支払いは弊社が行い、派遣先 事業主が仕事の指示や就業時間の管理を行います。※参考：厚生労働省ホームページ <派遣で働くときに特に知っておきたいこと>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html)

●キャリアアップ措置の内容

| 訓練種別     | 対象者となる派遣労働者 | 訓練方法   | 訓練費用負担額 | 賃金支給 |
|----------|-------------|--------|---------|------|
| 入職時基礎的訓練 | 雇入れ時        | OFF-JT | 無償      | 有給   |
| 職能別訓練    | 派遣中・入社〇年目   | OFF-JT | 無償      | 有給   |
| 階層別訓練    | 派遣中・入社〇年目   | OFF-JT | 無償      | 有給   |

キャリアコンサルティングの相談窓口：0766-24-6660、営業担当者を通じた窓口（営業担当者の連絡先）